

東松山市税条例の改正概要

【平成26年7月】

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）等が制定され、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、東松山市税条例が改正されました。

1 耐震改修を行った既存建築物に係る固定資産税の特例措置の創設

耐震診断を義務付けられた既存建築物（住宅を除く。）で、耐震診断結果が所管行政庁に報告されたものについて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国等の補助を受けて、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行い、市に申告したものに限り、工事完了年の翌年度から2年度分の固定資産税について、固定資産税額の2分の1に相当する額を減額することを規定しました。（ただし、改修工事費の2.5%を限度とする。）

【施行日：平成26年4月1日】

2 法人市民税法人税割の税率改正

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資とするための地方税法の改正がなされました。それに伴い法人市民税法人税割の税率を現行の一律13.2%を一律10.6%に改正規定をしました。

【施行日：平成26年10月1日】

3 軽自動車税の税率改正

(1) 税率の引上げ

軽自動車税について、原動機付自転車及び2輪車に係る税率を概ね1.5倍（最低2,000円）に引き上げ、平成27年度以降に新たに取得される4輪車等の税率を、1例として、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては概ね1.25倍にそれぞれ引き上げることを以下のとおり規定しました。

【施行日：平成27年4月1日】

(2) 経年車重課の導入

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した4輪車等について、概ね20%の重課を行うことを以下のとおり規定しました。

【施行日：平成28年4月1日】

車種区分		標準税率	
		現行	改正後
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円

車種区分			標準税率		重課(2)
			現行	改正後(1)	
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪 以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

4 固定資産税の課税標準の特例措置

(1) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し及び期限延長

ア 平成28年3月31日までの間に取得された水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設について、課税標準を3分の1に減額する特例措置について規定しました。

イ 平成28年3月31日までの間に取得された大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設及び土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設について、課税標準を2分の1に減額する特例措置について規定しました。

【施行日：平成26年6月23日】

(2) 浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

平成26年4月1日から平成29年3月31日までに浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づき、浸水の防止を図るために取得された一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間、3分の2に減額する特例措置について規定しました。

【施行日：平成26年6月23日】

(3) ノンフロン製品に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得されたノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、4分の3に減額する特例措置について規定しました。

【施行日：平成26年6月23日】